

## 板橋区版 Corporate Identity に関する要綱

平成 29 年 4 月 1 日 区長決定

### (目的)

第1条 この要綱は、板橋区版 Corporate Identity (以下「板橋区版C I」という。)におけるロゴ等 (以下「基本エレメント」という。)の効果的な活用方法に関し、必要な事項を定めることで、板橋区 (以下「区」という。)のブランド向上に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「板橋区版C I」とは、企業戦略として用いるC Iの理念を、地方自治体である板橋区において導入し、区民とのコミュニケーション力を向上させていくため、情報発信の統一化を構築することをいう。

2 基本エレメントは、別表のとおりとする。

### (基本エレメントの運用方針)

第3条 基本エレメントの使用者及び使用目的は次のとおりとする。

(1) 使用者は、次のとおりとする。

ア 議決機関である区議会並びに執行機関である区長、教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び監査委員並びに議決機関、議決機関及び執行機関の補助機関及び執行機関の付属機関

イ 指定管理者、板橋区町会連合会、板橋区産業連合会、板橋区商店街連合会、各商店街・町会・自治会、区が出資又は協定締結等を行う団体並びに区との共催及び後援を受けて事業を行う団体

ウ その他特に区長が適当と認める者

(2) 使用目的は、行政目的又は区の魅力及び活力の向上に資するものに限る。

### (使用手続き)

第4条 基本エレメントを使用しようとする者は、使用開始予定日の10日前までにDesknet's Neo内のワークフロー (以下、ワークフロー) により、創造都市デザイン課長に申請しなければならない。ただし、紋章の使用に関しての手続等は総務部総務課の所管とし、創造都市デザイン課長の合議を要する。

(使用承認)

第5条 創造都市デザイン課長は、前条の申請があった場合には、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、基本エレメントの使用を承認するものとする。

- (1) 板橋区の信用や品位を傷つけるおそれがあるとき
- (2) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用のおそれがあるとき
- (3) 基本エレメントを正しい使用方法に従って使用しないおそれがあるとき
- (4) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき
- (6) 前各号のほか、基本エレメントの使用を不相当と認めたとき

2 前項の規定による承認または不承認は、ワークフローにより行うものとする。

3 創造都市デザイン課長は、基本エレメントの使用を承認するにあたり、必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第6条 基本エレメントの使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 基本エレメントを使用するものは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 創造都市デザイン課長からの指示条件に従うこと
- (2) 使用の用途・デザイン・レイアウト等を、発行前に創造都市デザイン課へ提出すること
- (3) 基本エレメントを他人に譲渡し、又は転貸しないこと
- (4) 基本エレメントを変形し、又は指定外の配色や異なる方法で使用しないこと
- (5) 規格外の展開、一部使用、二次使用等及び応用使用はしないこと

(使用期限)

第8条 基本エレメントの使用期限は創造都市デザイン課長が許可した期間とする。

(使用中の届出)

第9条 基本エレメントの使用の承認を受けたものが、事業の中止・終了等により、当初の予定期間より早く使用を中止したときは、速やかに関係する課を通じて創造都市デザイン課長あて申し出なければならない。

(承認の取り消し)

第10条 創造都市デザイン課長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、

承認を取り消すことができる。

- (1) 基本エレメントの使用がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められるとき
  - (2) 偽りその他不正の手段により承認を受けたとき
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、創造都市デザイン課長が不相当と認めたとき
- 2 前項の承認の取り消しは、「板橋区基本エレメント使用承認取消書」(別記第1号様式)により行う。

(損害賠償の責任)

第11条 区は、基本エレメントを使用したこと又は使用できなかったことに係る損害について、一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 各課において制作された事業シンボル、イベント・シンボル、ロゴ、キャラクターマーク等については、各課の所管とする。区が運営又は運営の一部を担う事業において制作された場合も同様とする。

- 2 前項の事業シンボル、イベント・シンボル、ロゴ、キャラクターマーク等については、デザイン統一の観点から、「板橋区各課キャラクターマーク及びロゴ登録申請書」(別記第2号様式)により、創造都市デザイン課長あて届け出る。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、政策経営部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

付 則



この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、令和8年4月1日から施行する。

別表 基本エレメントの図柄と用途（第2条関係）

紋章は総務部総務課の所管とし、オフィシャル・ロゴは創造都市デザイン課が所管する。

図柄	名称	用途
	紋章	<p>区旗、表彰状、建築物、公共施設表示板、区発行の証明書、歴史書等に使用する。使用の際は、総務課の承認を要する。</p>
	オフィシャル・ロゴ	<p>基本構想策定に伴い、令和7年度に作成。紋章に準じるオフィシャルツールとして、名刺・封筒、各種行政計画書のほか、区が発行する刊行物、パンフレット、ポスター・チラシ、ホームページ等の広報媒体に使用する。</p>

様式1 (第10条関係)

年 月 日

基本エレメントの使用承認取消通知書

様

政策経営部創造都市デザイン課長  
(公 印 省 略)

年 月 日付で承認した基本エレメントの使用について、下記のとおり通知します。

記

通知内容	承認の取り消し
件名	
使用対象 ※事業名 及び 発行物	
期間	年 月 日以降の使用承認を取り消す。
取消理由	

様式2 (第12条関係)

年 月 日

板橋区各課事業シンボル、ロゴ、キャラクターマーク等登録届出書

政策経営部 創造都市デザイン課長

課長

(公 印 省 略)

板橋区版CI (Corporate Identity) に関する要綱第12条第2項に基づき、  
当課にて制作した事業シンボル、イベント・シンボル、ロゴ、キャラクターマ  
ーク等について、下記のとおり届け出ます。

記

種 類	事業シンボル イベント・シンボル/ロゴ キャラクターマーク その他 ( )
名 称	
図柄	下記 ・ 別添 のとおり
制作 及び 使用開始	年 月 日制作 年 月 日から使用開始
制作趣旨 使用用途 使用対象等	